

前田中学校・いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重要課題である。また、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子ども、どの学校でも、起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との意識をもち、学校として組織的に、家庭や関係機関との連携の下に、いじめ問題の克服を目指さなければならない。

2 いじめの定義及び基本的理解

「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法第2条より…平成25年9月施行)

「いじめ」とは『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』をいう。

「いじめ」の基本的理解(「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(第二案)より)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要がある。この際、いじめは、多様な態様があること鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に学校体制で行う必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。また、「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。さらに、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいる場合について、当該生徒がそのことを知らずにいたとしても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。(具体的には好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など。)

具体的ないじめの態様は以下のようなものである。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめ問題において「いじめが起こらない学校づくり」をめざし、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

- (1) 道徳教育をはじめとする心の教育に、生徒の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組む。
 - ・本校学校教育目標である「豊かな心情」を道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて育む。(優しさや思いやりの心を育てる)
 - ・規範意識を醸成することにより「いじめは絶対許せない行為である」ことを認識させる。
 - ・人権尊重教育の推進、命の大切さを教える。
- (2) 人間関係を構築するための素地の育成
 - ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
 - 「挨拶、礼儀、言葉遣い」の大切さを学校の教育活動全体で教え、コミュニケーション能力を高める。
- (3) 生徒の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む
 - ・楽しく・学習内容がわかり意欲的に取り組む授業の展開と実施
 - ・「居場所」「絆」のある学校・学級づくり
 - 集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団作りをめざす。
- (4) 家庭や地域との連携によるいじめの未然防止
 - ・日常的に保護者との連携を図り信頼関係を構築し、本校の「いじめ防止対策方針」への理解と協力を求める。
 - ・前田中学校区青少年健全育成推進会などで、「いじめ」などの生徒の状況について共有化し、登下校時の見守りや声掛け等を依頼する。
- (5) ネットいじめの未然防止
 - ・ネットいじめの特徴や被害状況を生徒や保護者へ伝え注意を喚起する。
 - ・情報モラル教育の充実を図る。

4 いじめの早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべてを教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 教職員の認知能力を高めるために

- ・ 本校生徒指導部の基本方針である「生徒一人ひとりの人格を尊重した生徒指導」を推進し、生徒の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢で生徒指導に取り組む。
- ・ 共感的に生徒達の気持ちや行動を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。
- ・ いじめは大人の見えにくいところで行われることを認識する。

- ・ 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
- ・ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活の練習のふりをして行われる形態
- ・ いじめられている生徒は、「親に心配をかけたくない」・「いじめられる自分はダメ人間」・「訴えても大人が信用できない」
- ・ 「訴えたらその仕返しが怖い」などの心理が働き、本人から訴えない場合がある。

(2) 早期発見のための手立て

- ・ 教職員の巡視体制による日々の日常観察
休み時間など、各学年体制で「生徒のいるところには教師がいることをめざし」、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。
- ・ いじめ実態調査アンケートの実施
年間2回実施(定期)、必要に応じて不定期にも実施する
- ・ 教育相談の実施、個人懇談等の利用

5 いじめの早期対応・解決

いじめの兆候を発見した時は問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年体制または学校体制で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめについての事実確認

- ・ いじめられている生徒の話をもとに、組織的に正確な事実確認を行う。
- ・ 生徒の心を配慮し共感的な姿勢で、丁寧にじっくり聞き取る。
- ・ 周囲の生徒、保護者、他の教職員からも情報を収集する。
- ・ 聞き取った情報を一元化する体制をつくり、対策については学年体制・学校体制で検討する。(いじめ防止対策委員会)

(2) いじめられている生徒への対応

- ・ 共感的な理解をもち、いじめられている生徒の立場に立って対応する。
- ・ いじめられている生徒を最後まで守り通す姿勢で取り組む
- ・ 状況によっては別室登校やスクールカウンセラーをはじめ児童相談所・警察など関係機関とも連携する。

(3) いじめている生徒への対応

- ・ いじめられている生徒の苦しみを理解できるような指導をする。
- ・ いじめに至った要因を探り、自分の行為を見つめ直させる指導をする。
- ・ 思いやりの心や規範意識の育成をめざし、人間としてとるべき行動について考えさように継続指導をする。

(4) 周辺の子供への対応

- ・ いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考えいじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促すような指導を行う。

(5) 保護者への対応

- ・ いじめられている生徒の保護者へは、発見したその日にうちに家庭訪問等で事実関係・学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。(誠意ある迅速な対応)
- ・ いじめている生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。
- ・ いじめられている生徒・保護者の意向を尊重しながら、最終的には再発防止のために双方の保護者が話し合う機会を設ける場合もある。
- ・ いじめの内容や状況に応じて保護者集会を開く場合もある。その際には個人情報保護の観点から個人が特定されないように配慮する。

(6) 関係機関との連携

- ・ 学校内だけでは解決を図ることが困難な場合は、更なる事態の悪化を防ぐために、教育委員会と連携し、必要に応じて警察・医療機関・児童相談所等と連携を図る。

6 学校におけるいじめ防止の対策のための組織

いじめ問題の取組にあたっては、学校全体で組織的な取組が必要である。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するため「予防的な」取組など。あらゆる教育活動において展開することが求められている。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を組織し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

(1) いじめ防止対策委員会について

- ・目的：前田中学校・いじめ防止対策方針を、学校体制で組織的に実行するためにいじめ防止対策委員会を置く。
- ・業務：本校で生じたいじめ問題への対応協議、いじめ防止等の取組、保護者へのいじめの防止の啓発、関係機関との連携。
- ・構成：この会は、校長、教頭、生徒指導部代表、学年代表、関係担任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、相談支援パートナー、その他業務を行うために必要な教職員をもって構成し、委員長には生徒指導部代表が当たる。

7 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応

(1) いじめによる重大事態とは

- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めたとき
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- 児童生徒や保護者から、いじめが原因で重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態への具体的な対応

- ・学校から教育委員会、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を招集し、教育委員会の判断に従い対応する。